

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）を改正することを勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表（医療職俸給表(一)を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

(2) 55歳を超える職員の俸給月額の特例等について

ア 当分の間、55歳を超える職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、行政職俸給表(二)、海事職俸給表(二)、教育職俸給表(二)、医療職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける職員、再任用職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）に対する俸給月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該俸給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号俸の俸給月額に

達しない場合にあつては、当該俸給月額を当該職員の俸給月額から減じた額)を減ずること。専門スタッフ職調整手当の支給に当たっても、同様とすること。

イ アの適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、アにより減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずること。広域異動手当及び研究員調整手当の支給に当たっても、同様とすること。

ウ アの適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当及び退職者の給与の支給に当たっては、ア及びイに準ずること。

俸給表	職務の級
行政職俸給表(一)	5級
専門行政職俸給表	3級
税務職俸給表	5級
公安職俸給表(一)	6級
公安職俸給表(二)	5級
海事職俸給表(一)	5級
教育職俸給表(一)	3級
研究職俸給表	4級
医療職俸給表(二)	5級
医療職俸給表(三)	5級
福祉職俸給表	4級

(3) 平成23年4月1日における号俸の調整について

平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、指定職俸給表の適用を受ける職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した職員その他これに準ずる職員として人事院規則で定めるものの平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすること。

(4) 諸手当

ア 期末手当及び勤勉手当について

(7) 平成22年12月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分とすること。

b 特定管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.15月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分とすること。

(イ) 平成23年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分及び1.375月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分及び1.175月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分及び0.775月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.775月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.325月分及び0.425月分とすること。

イ 委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当について

一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当の勤務1日についての通常の場合における支給額の限度を35,100円とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改

正

(1) 俸給表

現行の第1号任期付研究員に適用される俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

4 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その

者の俸給月額が、同日において受けていた俸給月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（1の(2)の適用を受ける職員にあつては、当該額から、当該額に1の(2)のアに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を俸給として支給すること。

(1) 平成21年12月1日において現行の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号。5の(2)のアの(ア)において「平成17年改正法」という。）附則第11条第1項第1号に掲げる職員であつた者（(2)において「平成21年度減額改定対象職員」という。） 100分の99.59

(2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員（医療職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.83

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.44

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための法律の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1の(3)及び(4)のアの(イ)、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては、平成23年4月1日から実施すること。

(2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成22年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の1の(4)の
アの(ア)、2の(2)のア又は3の(2)のアによる改定後の額（以下「基準
額」という。）から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額（以下「調整額」
という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調
整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととするこ
と。

(ア) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において
職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級
及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げ
るものであるもの（当該期間に1の(2)を適用したとするならば俸給
月額の変額を受けることとなる職員及び平成17年改正法附則第11条の
規定による俸給を支給される職員を除く。）、医療職俸給表(一)の適用
を受ける職員若しくは第2号任期付研究員からこれらの職員以外の職
員（以下「調整対象職員」という。）となった者（同年4月1日に調
整対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるも
のを除く。）にあつては、その調整対象職員となった日（当該日が2
以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において調
整対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手
当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、
広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額及
び特勤手当（これに準ずる手当を含む。）の月額の合計額に100分
の0.28を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の
前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間に
おいて、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、調整対

象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(4) 平成22年6月1日において調整対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表(一)	1 級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1号俸から64号俸まで
	3 級	1号俸から48号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7 級	1号俸から4号俸まで
行政職俸給表(二)	1 級	1号俸から108号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から64号俸まで
	4 級	1号俸から36号俸まで
	5 級	1号俸から20号俸まで
専門行政職俸給表	1 級	1号俸から80号俸まで
	2 級	1号俸から48号俸まで
	3 級	1号俸から32号俸まで
	4 級	1号俸から20号俸まで

	5 級	1号俸から4号俸まで
税 務 職 俸 給 表	1 級	1号俸から73号俸まで
	2 級	1号俸から65号俸まで
	3 級	1号俸から48号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7 級	1号俸から4号俸まで
公安職俸給表(一)	1 級	1号俸から92号俸まで
	2 級	1号俸から84号俸まで
	3 級	1号俸から72号俸まで
	4 級	1号俸から56号俸まで
	5 級	1号俸から32号俸まで
	6 級	1号俸から24号俸まで
	7 級	1号俸から16号俸まで
	8 級	1号俸から4号俸まで
公安職俸給表(二)	1 級	1号俸から89号俸まで
	2 級	1号俸から64号俸まで
	3 級	1号俸から48号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7 級	1号俸から4号俸まで
	1 級	1号俸から69号俸まで

海事職俸給表(一)	2 級	1号俸から69号俸まで
	3 級	1号俸から56号俸まで
	4 級	1号俸から40号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から12号俸まで
海事職俸給表(二)	1 級	1号俸から85号俸まで
	2 級	1号俸から84号俸まで
	3 級	1号俸から72号俸まで
	4 級	1号俸から60号俸まで
	5 級	1号俸から48号俸まで
	6 級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表(一)	1 級	1号俸から72号俸まで
	2 級	1号俸から52号俸まで
	3 級	1号俸から40号俸まで
	4 級	1号俸から12号俸まで
教育職俸給表(二)	1 級	1号俸から84号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から52号俸まで
研究職俸給表	1 級	1号俸から96号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から40号俸まで
	4 級	1号俸から24号俸まで
	5 級	1号俸から4号俸まで
	1 級	1号俸から85号俸まで

医療職俸給表(二)	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から56号俸まで
	4 級	1号俸から44号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から12号俸まで
医療職俸給表(三)	1 級	1号俸から96号俸まで
	2 級	1号俸から80号俸まで
	3 級	1号俸から56号俸まで
	4 級	1号俸から44号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から8号俸まで
福祉職俸給表	1 級	1号俸から92号俸まで
	2 級	1号俸から68号俸まで
	3 級	1号俸から44号俸まで
	4 級	1号俸から36号俸まで
	5 級	1号俸から16号俸まで
	6 級	1号俸から4号俸まで
専門スタッフ職俸給表	1 級	1号俸から16号俸まで

イ 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において特別職に属する国家公務員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。